

**税金申告** 記帳から税務調査まで対応



**長田邦彦税理士事務所**

MKC 三重計算センター有限公司

四日市 TEL 059-355-4111(代) FAX 059-355-2111

# 東海一般

東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

発行

本部 四日市市芝田1丁目11-27  
☎(059)356-1017

中勢支部 松阪支部  
津市上弁財町18-13ワーブビル2F  
☎(059)213-1193

伊賀支部  
伊賀市上林670 ☎(059)213-1193

南勢支部  
伊勢市本町2-4 ☎(0596)29-1717

HP://www.tokai-ippan.net/

**四日市**  
**(059)**  
**356-1017**

**津**  
**(059)**  
**213-1193**

豊かな老後は2人で6000万円



若い時の過酷な労働で60歳を過ぎると身体にガタがきます。金が無い、身体もガタがくる前に将来の姿を考え、今から老後対策を真剣に考える必要があるのでは？

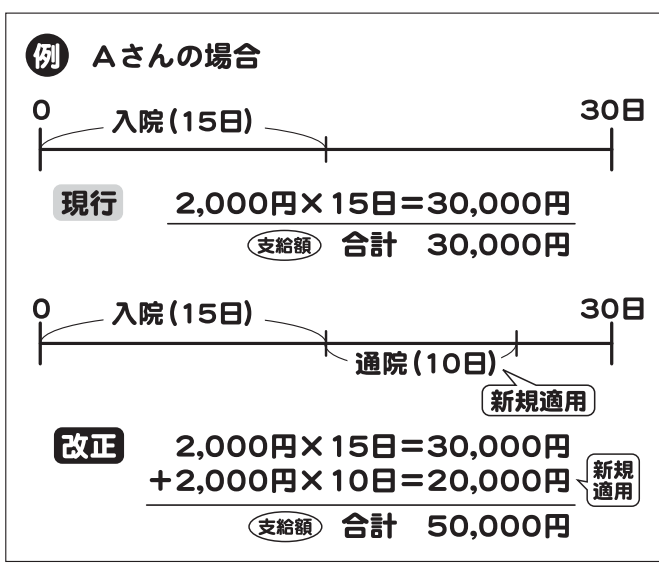
**お出て下さい**

左記の番号から連絡があったら、かならず応答してください。加入・脱退など重要な要件です。ご連絡がなければ事務手続きが遅れることになり、皆様の要請にも応じられないこととなります。

**老後は悲惨?**

日本人の平均寿命は約80歳。65歳以降の生活には一人三千万円が必要。蓄えがなければ年金だけでは生活は無理で、あなたの老後には悲惨な現実が待ち受けています。しかも年金支給開始時期が順次引き上げられて70歳以降になります。

## ワンツー共済 病気入院後の「入院給付金」 通院も対象に



病気で治療した場合、入院の期間のみ「入院給付金」を支給することになっていましたが、組合員からの強い要望があり、次のように改定します。

# 9月1日から実施

## ■生活の安定を加速■

例 Aさん 以降に発病した入院からとします。

改正後の通院に對しても入院と通院の合計期間30日を限度に、通院日も入院給付金の支給対象にします。実施は9月1日以降に発病した入院からとします。



**津市 労働者の賃金補償 公契約条例制定へ**

津市は市発注の公共事業で、労働環境を守る公契約条例を12月に議会に提出する方針を示しました。条例案は建設業と清掃業務に適用します。最低賃金以上の賃金水準の支払いを事業者課すことで実行性を持たせますが、市は具体的な金額を盛り込まず5年かけて検討するとしています。

議員からは、「下限額を導かないと実効性が伴わない」との意見が相次ぎ、市は具体的な最低賃金を盛り込んでいない理念型。賃金条項を盛り込んだ公契約条例を制定しているのは全国18自治体。理念をうたった条例や要綱を定めているのは41自治体。1自治体。賃金引き上げで若者に魅力を

津市は市発注の公共事業で、労働環境を守る公契約条例を12月に議会に提出する方針を示しました。条例案は建設業と清掃業務に適用します。最低賃金以上の賃金水準の支払いを事業者課すことで実行性を持たせますが、市は具体的な金額を盛り込まず5年かけて検討するとしています。

対象となるのは公契約を締結するすべての事業者で下請けも含まれます。労働者は正社員のほかパートタイマーやアルバイトも対象に。県内では四日市市が先行二市目となりますが四日市市は具体的な最低賃金を盛り込んでいない理念型。賃金条項を盛り込んだ公契約条例を制定しているのは全国18自治体。理念をうたった条例や要綱を定めているのは41自治体。1自治体。賃金引き上げで若者に魅力を

は胃潰瘍で、15日入院しましたが、完治するまで10日間通院しました。これまでは入院日数の15日分の3万円を入院給付金として支給していましたが、改正後は通院期間の10日、2万円が対象になり、合計5万円を支給します。

### 平成29年 後期 技能検定のご案内

受検申請受付	平成29年10月2日(月) ~ 10月13日(金)
実技試験	平成29年12月4日(月) ~ 平成30年2月18日(日)
学科試験	平成30年1月21日(日) 1月28日(日) 2月4日(日)
実施予定職種	建築大工、配管、塗装、瓦ぶき、型枠施工、鉄筋施工、防水施工など

今回の改正の背景には、組合員の高齢化などで病気の罹患率も高くなっており、生活の安定を加速する必要があると判断しました。該当される方は組合まで連絡を。

※今回より、35歳未満であれば、実技試験の受検料が減免される予定です

**元請は面倒見てくれますか**

**富士火災・東京日動**

労災保険の適用無しでも実費治療費用100万円まで支給5000円の休業補償下請けまで補償「建設業専用災害補償プラン」が最適

**第三者(物)への賠償**

**損保ジャパン**

- 工事遂行中、終了引渡後の賠償補償。
- 期間中の元請・下請け工事が対象。
- 自走可能なレンタル建設機械の破損事故。
- 対人賠償補償は最高5億円

(組合までご相談を)

技能検定とは、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国が証明する「技能の国家検定制度」で、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

平成29年度の後期技能検定の日程は、右記のようになります。

詳しくは組合窓口にお問い合わせください。



### 国交省・社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインにおける「適切な保険」一覧表

所属する事業所 事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険	
			雇用保険	医療保険	年金保険	（いずれか加入）
法人	1人～	常用労働者	※雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合	厚生年金	→ 3保険（雇用、医療、厚生年金）
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合	厚生年金	
個人事業主	5人～	常用労働者	※雇用保険	・協会けんぽ ・健康保険組合	厚生年金	→ 3保険（雇用、医療、厚生年金）
	1人～4人	常用労働者	※雇用保険	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	→ 雇用保険（医療保険と年金保険は個人で加入）
	—	事業主一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合（建設国保等）	国民年金	→ 医療保険と年金保険は個人で加入（一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る）

※：週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない

社会保険加入指導が強化され、公共工事の現場については、2次下請以下でも社会保険未加入業者は排除されます。しかし現場担当者等の誤った認識で、「適切な保険」に加入しているのにもかかわらず、現場入場を拒否されるケースが発生しています。社会保険は、労働者が所属する事業所の形態や規模、その方の就労形態によって入るべき保険が異なり、全ての者が同じ保険に加入しなければならぬわけではありません。一覽で、「適切な保険」についてご確認ください。

# 社保の加入は？

- ◆法人事業所および常時5人以上の従業員がいる個人事業所に雇用されている方の場合、社会保険に加入し（個人事業主は社保加入不可）、雇用保険、厚生年金に加入していれば、従来どおり現場入場可能です。
- ◆個人事業所（常用労働者数5人未満）に雇用されている常用労働者の場合、雇用保険は事業主の義務で加入、建設国保と国民年金は個人での加入となります。
- ◆個人事業所の事業主・一人親方は、建設国保と国民年金を個人で加入します。  
※一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る

## 雇用保険料率が引き下げ 労働者・事業主ともに1000分の1ずつ

平成29年度の雇用保険料率

事業の種類 負担者	一般の事業 (昨年度)	建設の事業 (昨年度)
	①労働者負担	3/1,000 (4/1,000)
②事業主負担	6/1,000 (7/1,000)	8/1,000 (9/1,000)
①+② 雇用保険料率	9/1,000 (11/1,000)	12/1,000 (14/1,000)

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで、労働者負担率と事業主負担率ともに1000分の1ずつ引き下げられました。

## 服部組破産

### 菰野町

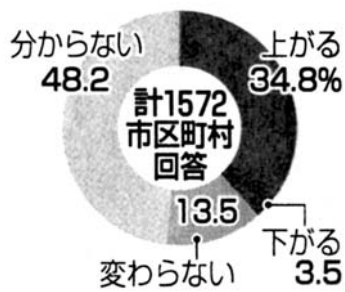
老舗建設会社「服部組」（三重郡菰野町服部幸毅社長）が8月21日付で事業を停止しました。負債総額が13億9766万円。バブル期の過剰な不動産

投資で負債を抱え、財務面は借入過多の状態が続いていました。同社は平成4年2月期の41億円をピークに売上が減少。ここ5、6年は7、8億円前後の売上で推移していましたが、赤字工事の発生で資金繰りが悪化。現在、破産手続きの準備をしています。

## 国保料上昇予想

### 都道府県へ移管

### 来年4月



来年4月から国保の運営主体が市区町村から都道府県に移ります。保険料は現在、市町村が独自に決めています。来年度からは都道府県が目安を示し、保険料を決めることになっていきます。保険料は負担が増えないように国費が投入されますが、移管は慢性的な赤字を抱える国保を広域化する中で財政基盤を安定させるのが狙い。窓口は現在と同様になります。



- ・5年以上の経営実績
- ・確定申告書(事業申告)の添付
- ・10年以上の実務経験か有資格者
- ・500万円以上の残高証明書

内容	工事一件の請負代金	木造住宅工事
建築一式工事	1,500万円以上の工事	延べ面積150㎡以上
その他の工事	500万円以上の工事	

一定金額以上(左図)の工事を施工する場合は建設業許可が必要です。取得は年々難しくなっています。取得希望者は組合まで。

## 建設業許可

## 29年度 特定健診 (津・伊勢方面)

第5回 9月20日(水) 13:00~13:30  
メッセウイング・みえ(津)

第6回 10月25日(水) 13:00~13:30  
いせ市民活動センター(伊勢)

(受付終了の20分前までに受付を済ませてください)

◆健診会場 第5回 メッセウイング・みえ 2階大研修室  
〒514-0056 三重県津市北河路町19-1  
TEL (059) 223-4566

第6回 いせ市民活動センター北館シティプラザ  
〒516-0037 三重県伊勢市岩淵1-2-29

◆健診機関 財団法人全日本労働福祉協会三重県支部

◆健診費用 無料 (個人負担はありません)

◆締切日 定員になり次第終了

◆申込方法 別紙申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送にてお申込み下さい(電話でも受付します)お申込みの方には健診日の一週間前までにハガキにて連絡いたします。当日はハガキをご持参下さい。食事は摂っていただいて問題ありません。

◆お問合せ・申込み先 建設連合国民健康保険組合 三重県支部  
〒510-0062 三重県四日市市北浜田町1-22  
TEL (059) 354-2695 FAX(059) 352-9449